

政令月収の算出方法

◎ 政令月収の算出

「(1) 世帯全員の総所得金額」から「(2) 世帯の控除額」を差し引き、12で割った額が政令月収となります。

$$\text{計算式} \quad \text{政令月収} = (\text{「世帯全員の総所得金額」} - \text{「世帯の控除額」}) \div 12$$

(1) 世帯全員の総所得金額の算出

所得がある人全員分の総所得金額を合算します。

総所得の確認方法

○ 給与収入のみの方

- ・ 前年度の町民税・県民税所得課税証明書
- ・ 前年度の給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額決定通知書
- ・ 前年度の町民税・県民税税額決定・納税通知書

いずれかの総所得金額

○ 複数の収入がある方

前年度の町民税・県民税所得課税証明書の総所得金額

(2) 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	給与所得または年金所得がある人 ※所得が10万円以下の場合はその額	100,000 円× 人	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000 円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者および扶養親族で70歳以上の方	100,000 円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある寡婦※1の場合 ※所得が27万円以下の場合はその額	270,000 円× 人	円
6 ひとり親控除	所得があるひとり親※2の場合 ※所得が35万円以下の場合はその額	350,000 円× 人	円
7 障害者控除	申請者および同居親族並びに扶養親族の中に障がい者※3がいる場合	270,000 円× 人	円
8 特別障害者控除	申請者および同居親族並びに扶養親族の中に特別障がい者※4がいる場合	400,000 円× 人	円
合計（1から8までの控除額の合計）			世帯の控除額合計 円

※1 夫と離婚または死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等を除く。）総所得金額が500万円以下の者

※2 現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が48万円以下の子を有する総所得が500万円以下の者

※3 障がい者：身体3～6級、精神2、3級の障がい者手帳または療育Bの療育手帳を有する方

※4 特別障がい者：身体1、2級、精神1級の障がい者手帳または療育Aの療育手帳を有する方

【計算例】

家族構成 本人 総所得金額 200 万円（給与所得）
配偶者 総所得金額 150 万円（給与所得）
子ども（16 歳、14 歳、12 歳）

・世帯全員の総所得金額

本人の総所得金額 200 万円 + 配偶者の総所得金額 150 万円 = 350 万円

・世帯の控除額

1 給与所得等控除 10 万円×2 人（本人、配偶者）

+

2 同居及び扶養控除 38 万円×4 人（配偶者、子ども）

+

3 特定扶養控除 25 万円×1 人（16 歳の子ども）

↓

10 万円×2 + 38 万円×4 + 25 万円×1 = 197 万円

・政令月収

（世帯全員の総所得金額 350 万円 - 世帯の控除額 197 万円）／12
= 12 万 7,500 円

令和 6 年 1 2 月時点
石川町役場都市建設課都市整備係